

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ・「社会福祉法人の認可について」の一部改正が発出 現行制度上での評議員会の設置が免除される事業に、保育所のほかに幼保連携型認定こども園、小規模保育事業が追加される  
～併せて実施する病児保育事業、利用者支援事業を行う場合にあっても評議員会の設置を要さない取り扱いが示される～…………… 1
- ・子ども・子育て会議（第25回）開催  
～4月1日からの制度移行に伴う状況、自治体との情報交換会の実施状況等が報告される～…………… 2

## ◆「社会福祉法人の認可について」の一部改正が発出 現行制度上での評議員会の設置が免除される事業に、保育所の ほかに幼保連携型認定こども園、小規模保育事業が追加される◆

～併せて実施する病児保育事業、利用者支援事業を行う場合にあっても  
評議員会の設置を要さない取り扱いが示される～

8月5日、厚生労働省は「社会福祉法人の認可について」並びに「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の一部を改正する通知を、都道府県、指定都市、中核市宛てに発出しました。

これらは、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、小規模保育事業・病児保育事業・幼保連携型認定こども園が第二種社会福祉事業に位置づけられ、利用者支援事業が「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」として第二種社会福祉事業に位置づけられること\*に係る、社会福祉法人がこれらの事業を実施する場合に必要な事項を定めるものです。

今回の改正内容として、社会福祉法人が小規模保育事業及び幼保連携型認定こども園を営む場合における資産の所有等についての特例を定めるとともに、現行制度の評

議員会の設置を要しない事業として、保育所のほかに小規模保育事業・病児保育事業・幼保連携型認定こども園を追加するものです。また、これらの事業と併せて病児保育事業、利用者支援事業を行う場合にあっては評議員会の設置を要しないとされました。

なお、「社会福祉法人の認可について」が改正されたことを受け、社会福祉法人指導監査要綱における評議員・評議員会の指導監査事項の見直しが行われ、通知されています。

通知の詳細は、別添資料をご参照ください。

\*上記事業の第二種社会福祉事業への位置づけ変更については、別添する以下の通知をご参照ください。

「子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置づけられた事業について（通知）」

## ◆子ども・子育て会議（第25回）開催◆

～4月1日からの制度移行に伴う状況、自治体との情報交換会の実施状況等が報告される～

### 〈議事概要〉

議事は、(1) 私立幼稚園円滑移行フォローアップ調査、(2) 平成27年度自治体との情報交換・意見交換会の実施状況報告について、それぞれ資料に基づき報告がされました。

今回の報告だけに限らずこれまでの議論等も踏まえ、委員から現状の課題認識等について発言がありました。

### ○私立幼稚園円滑移行フォローアップ調査

平成26年4月10日付け三府省事務連絡で示された私立幼稚園の円滑移行に向けた対応として、施設型給付の適正な実施、一時預かり事業の適正な実施等を確認するため、国において各市町村の額や理由等の実施状況を調査・公表することとされており、この度それがまとめられました。

平成27年度に新制度に移行した私立幼稚園は全体の23.2%となりましたが、平成28年度の移行意向調査を現在行っており、9月中には結果がまとまる予定と事務局から説明がありました。

## ○平成 27 年度自治体との情報交換・意見交換会の実施状況報告

各自治体において直面している運営上の課題等に関する情報交換・意見交換を目的とし、各都道府県で開催するものとしているもので、7月24日現在11県で実施済みです。

各自治体からは、認定事務、利用調整に係る事務量の増加や各種加算の認定事務が滞っている等の意見や要望が出されています。政府はこれに対して、事務処理の簡素化と円滑化を図るために法の枠内で可能な運用改善を検討し、今後もFAQの更新等を図っていくこととしています。また、新制度を適切に説明できる人材を育成することを目的に全国8か所で開催を予定している新制度普及啓発人材研修等の実施も予定しています。

## ○「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」の公表

平成26年9月から「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」を開催し、同年11月28日には中間とりまとめを行いました。

中間まとめでは、

- (1) 重大事故は、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要
- (2) 国は、報告のあった事故情報についてデータベース化を行い、個人情報や施設の名称・所在地等を除く情報について、事故の背景が見えるよう、ホームページで公表する、と整理されました。

今般6月30日付で、上記(2)に該当するデータベースが、内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページにて公表開始となりました。

なお、報告対象となる重大事故の範囲は、(1)死亡事故、(2)治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病を伴う重篤な事故等（意識不明の事故を含む。）となっています。

各委員からは、新制度施行後の様々な課題はあるものの、少しずつ新しい取組等もみられるので、そうしたものを好事例としてとりまとめ周知していくことが必要だという発言が共通してみられました。

次回の子ども・子育て会議は、施行状況の調査結果のとりまとめや自治体等との情報交換等の状況により開催される予定です。